

中津川市東濃桧と飛騨の杉の家づくり支援事業のあらまし

令和4年4月1日改正

1 補助対象者・条件

【対象者】

- ・ 木造建築物を新築または増改築する建築主（国内に住所を有する個人又は法人）
- ・ 市税の滞納者でないこと

【補助対象建築物】

- ・ 主な構造材の60%以上に中津川市と高山市の両市産材を使用する建築物
- ・ 両市産材ともに構造用木材を1立方メートル以上使用した建築物
- ・ 中津川市内又は高山市内に本店、支店又は営業所がある建築事業者が建築する建築物
- ・ 日本国内に建築される建築物

2 助成金額

- ・ 主な構造材への両市産材の使用量に応じ1㎡あたり20,000円補助
（中津川市産材は桧に限り対象。高山市産材は杉以外でも対象となります。）
新築または改築の場合・・・上限50万円
- ・ 中津川市産材は中津川市から、高山市産材は高山市から補助します。

3 木材の種類

- ・ 市産材・・・中津川市内又は高山市内で伐採された木材
- ・ 木材の確認については「ぎふ証明材制度」を活用します。
ぎふ証明材登録事業者から木材を購入する必要があり、市産材であることを証明するぎふ証明材の伝票（高山市産材に関しては建築事業者が当該木材を使用するまでに
関する各事業者が発行するすべての伝票）が必要となります。

4 主な構造材の種類

- ・ 土台、束、大引き、柱（通柱、管柱）、梁、桁、胴差し、母屋、棟木、隅木
※火打ちは除きます。

5 建築物の種類

- ・ 住宅、別荘、店舗、事務所等。ただし、行政が建築する公共施設等の建築物は対象外とする。

※申請様式、交付要綱など必要様式は、中津川市ホームページからダウンロードできます。

※詳細は中津川市役所農林部林業振興課(電話 0573-66-1111 内線 243)へお問合せ下さい。

補助金申請の流れ

■ 建築主

1. 木工事着手

↓（30日以内）

2. 事前申込（中津川市様式1号、高山市様式1号）

【添付書類】

- ① 建築基準法確認済証の写し（建築確認の不要な地域は建築工事届の写し。ただし建築士により設計されたものに限る。）
※建築基準法確認済証・建築工事届とも不要な場合は、宣誓書（第2号様式）
- ② 補助建築物の建築場所を表示した位置図、各階平面図及び立面図（A4）
- ③ 木材使用量計算書（様式第3号）並びに市産材及び県産材であることを証明する岐阜証明材推進制度による伝票の写し
- ④ 建築事業者が市内に住所を有する証明書（法人にあっては法人登記の登記事項証明書、個人にあっては住民票）
- ⑤ 補助対象となる構造用木材の写真

■ 中津川市、高山市

3. 事業認定通知（中津川市様式4号、高山市様式4号）

■ 建築主

4. 建築物の完成

↓

5. 交付申請（中津川市様式6号、高山市様式6号）

【添付書類】

- ① 建築基準法検査済証の写し
- ② 不動産登記事項証明書（全部事項証明書）の写し
※増改築で建物表題変更登記の必要のない場合、又は3方向に壁がないなど周壁性がない場合で建物登記をする必要がない場合にあっては省略可
- ③ 建築物及び敷地の写真2点（完成後）、建築物の内部写真各階2点、上棟写真2点（撮影方向の異なるもの。増改築の場合は構造材設置の状況がわかるもの。）

■ 中津川市、高山市

6. 交付決定通知（中津川市様式7号、高山市様式7号）

■ 建築主

7. 交付請求（中津川市様式9号、高山市様式9号）（交付決定受理から20日以内）

■ 中津川市、高山市

8. 補助金支払

補助金の計算方法（例）

【例 1】

両市産材使用量 合計材積 7.2709m³
（内訳）中津川市産材 5.1585m³
 高山市産材 2.1124m³

市産材使用量は、小数点以下第2位を切捨て、第1位まで求めるので、
両市からの補助合計額は、7.2m³×20,000円＝144,000円 となります。

各市からの補助金は、

中津川市 5.1m³×20,000円＝102,000円
高山市 2.1m³×20,000円＝42,000円 となります。

※【例 1】のように計算し、両市からの補助金額が補助合計額と一致しない場合、下記の【例 2】のように計算してください。

【例 2】

両市産材使用量 合計材積 9.4359m³
（内訳）中津川市産材 5.6873m³
 高山市産材 3.7486m³

両市からの補助合計額は、9.4m³×20,000円＝188,000円 となります。

各市からの補助金は、

中津川市 5.6873m³×20,000円＝113,746円・・・端数を切捨てると 113,000円
高山市 3.7486m³×20,000円＝74,972円・・・端数を切捨てると 74,000円

合計187,000円となりますが、使用量の多い中津川市を切上げ、

中津川市からの補助 114,000円
高山市からの補助 74,000円 となります。

【例 3】 補助上限に達する場合

両市産材使用量 合計材積 27.4156m³
(内訳) 中津川市産材 16.6893m³ (合計材積の60.9%)
 高山市産材 10.7263m³ (合計材積の39.1%)
(※使用割合は小数点以下第2位を四捨五入します。)

両市からの補助合計額は、25m³×20,000円=500,000円 となります。

各市からの補助金は、各市産材の使用割合に応じて算定するので、

中津川市 500,000円×60.9%=304,500円
高山市 500,000円×39.1%=195,500円 となります

千円未満の端数が生じた場合は、使用量の多い方を切上げ、

中津川市からの補助 305,000円
高山市からの補助 195,000円 となります。

【参考資料】 受付時 チェックリスト

東濃桧と飛騨の杉の家づくり支援事業

確認項目		チェック	条項
事前 確認 申請 書	交付対象者の確認（建築主かどうか）		第4条
	日付が木工事着手（上棟）から30日以内か？		第6条
	事前確認申請の記入漏れはないか？		第6条
	建築確認済証または建築工事届の写しの添付		第6条
	位置図・各階平面図・立面図の添付		第6条
	木材計算書の添付（火打ちは対象外）		第6条
	岐阜証明材推進制度による伝票の写し （高山市産材は伐採→製材→流通）		第6条
	工事施工者の法人登記または住民票の添付 （年度に一回で可）（市内の施工者でないと不可）		第6条
	木材の写真の添付		第6条
確認項目		チェック	条項
交付 申請 書	申請者 = 交付対象者かどうか確認		第4条
	申請書の記入漏れはないか？		第8条
	建築確認検査済証の添付 （建築確認が必要ない地域の場合は不要）		第8条
	不動産登記事項証明書の添付		第8条
	写真：完成外観 2点以上添付		第8条
	写真：各階 2点以上添付		第8条
	写真：上棟 2点以上添付		第8条